

Ⅸ 政治団体の会計処理

規正法では、政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係るすべての収入及び支出並びに金銭等の運用に関する事項を記載しなければならないと規定しています（規正法9条①）。

1 会計帳簿の備付及び記載義務

政治団体の会計責任者は、団体の収入、支出及び金銭等の運用に関する事項について記載する帳簿を備え、それらに当該団体のすべての収入及び支出等について記載し、管理することになっています。

また、規正法では、代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、7日以内に明細書を会計責任者に提出しなければならない（規正法10条①）としており、政治団体から直接支出されたものでなくとも、会計帳簿や収支報告書の記載上、その政治団体の支出として取り扱われます。

政治団体の収支については、すべてこれを公表し、国民の批判に委ねようとする規正法の趣旨（規正法1条）から、支出を受けた者は、当該支出を受けた金銭等を自らの責任と判断で処理しうる立場にある者であることを要するので、単に当該政治団体の手足としての事務職員に交付したことをもって支出したということとはできないとされています。

これらのことから、当該団体の内部組織の「青年部」「女性部」等名称のいかんを問わず、政治団体として届出のない組織（当該団体の内部支部など）が支出したものについては、具体的に責任のある者が支出するか、当該内部組織が使用した具体的内容によって、帳簿に記載します。

例えば、「青年部に〇〇円」といった処理は規正法上の趣旨ではないと考えられますので、「青年部代表〇〇〇〇へ〇〇円」と記載するか、青年部が支出した明細書の具体的内容を記載します。

(1) 会計帳簿

会計帳簿の種類は、「収入簿」、「支出簿」及び「運用簿」の三種類（規正規則6条）で、この様式及び記載要領を参考に各政治団体の会計責任者が作成、管理します。様式及び記載の方法については、100ページ「3 収入簿・支出簿・運用簿の様式」（13号様式）、104ページ「4 収入簿・支出簿・運用簿の記載要領」を参照してください。

(2) 政治資金に係る金銭等の運用

政治団体が「その有する金銭等（現金及び有価証券）」を運用する場合や公職の候補者が政党から受けた「政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等（自己資産や政治活動以外の活動による収入を除く。）」を運用する場合、①金融機関への預金又は貯金、②国債証券等、③金銭信託で元本補てん契約のあるもの以外は禁止されています（規正法 8 条の 3）。

(3) 会計帳簿及び領収書の保存

政治団体の会計責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、収支報告書の要旨が公表された日から 3 年間保存しなければなりません（規正法 16 条①）。

(4) 政治団体が支出できないもの

ア 公職の候補者の選挙運動費用

公職の候補者の選挙運動に関するものは、公選法に基づく「選挙運動費用収支報告書」へ記載されるものをいいます。

この選挙運動費用収支報告書は、公職の候補者（又は出納責任者）が当該選挙を管理した選挙管理委員会に対し、選挙後 15 日以内に提出するものです。

したがって、選挙運動費用収支報告書に記載した経費は、政治団体の会計とは別になりますので、ご注意ください。

政治団体が計上するのは当該団体の政治活動に関する収入及び支出に限られます。

ただし、当該団体が選挙期間中、確認団体（88 ページ参照）となった場合に、当該選挙に関し政治活動として支出したもの（例えば、ポスター、ビラ等の作製費、確認団体宣伝自動車に関する費用等）は、すべて選挙関係費として計上することになっています。

※ 選挙関係費としての支出

一般的には、確認団体となった団体以外の政治団体は、政治活動を行う団体ですので、政治団体自身が選挙運動をし、その経費を計上することはありえないと考えられます。したがって、「陣中見舞」・「公認料」・「推薦料」等の名目での金銭等又は物品等の寄附（「利益の供与＝無償提供といえます。」を含む。）として公職の候補者自身（又は出納責任者）へ供与した場合に限られます。

イ 供託金

公職の候補者が拠出する供託金は、政治活動費ではありませんので計上できません。

ただし、衆議院議員の選挙又は参議院議員の選挙等における各比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等が行う供託金を除きます。

2 政治団体の収支報告書

規正法は、政治団体の会計責任者に、毎年当該政治団体の収入・支出等を記載した報告書（収支報告書）を作成し、提出することを義務付けています（規正法 12 条①）。

また、政治団体を解散するときは、解散の日までの収支報告書を、会計責任者及び代表者の連名で提出する必要があります。

収支報告書の記載等詳細については、109～137 ページ「X 収支報告書の提出と記載例」を参照してください。

(1) 収支報告書の様式及び記載例

収支報告書には、資金管理団体及び国会議員関係政治団体は人件費を除くすべての支出について、それ以外の政治団体（政党支部を含む。）は政治活動費の支出について、各項目別に内訳を人件費を除く経常経費は（その 14）に、政治活動費は（その 15）にそれぞれ記載して報告することになっています（123～128 ページ参照）。

(2) 収支報告書に添付する領収書等の写し

政治団体は政治活動費の支出のうち「5 万円以上」の支出について、また、「資金管理団体」は経常経費（人件費を除く。）及び政治活動費の支出のうち「5 万円以上」の支出について、さらに、「国会議員関係政治団体」は経常経費（人件費を除く。）及び政治活動費の支出のうち「1 万円超」の支出について、支出の目的別に明細を記載し、その明細についての領収書等の写し（複写機により A 4 用紙に複写）を添付することになっています。

なお、領収書を受けること等ができない支出（自販機で購入した場合、バス代等の運賃、無償提供による支出など）は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（15 号様式）に記載します。

また、金融機関の振込みなどの明細書（受領書）を領収書に代えて収支報告書に添付する際には、併せて

① 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（15 号様式）

② 「振込明細書に係る支出目的書」（16 号様式）

のいずれかの書面を提出することになります。

公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて、払込金取扱票等を用いて支払ったときに金融機関等から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）に、支出の目的が記載されていない場合には、払込金受領証の写しに併せて、以下の書面の提出が必要になります。

① 金融機関において支払った場合

金融機関が発行した払込金受領証は、振込明細書に該当するので、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」(15号様式)を添付するか、「振込明細書に係る支出目的書」(16号様式)の添付又は会計責任者が余白に支出の目的を記載することが必要です。

② コンビニエンスストアで支払った場合

コンビニエンスストアが発行した払込金受領証は、振込明細書に該当しないので、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」(15号様式)を添付します。

収支報告書の様式は、東京都選挙管理委員会のホームページ(「政治団体/政治資金」→「政治資金規正法関係様式集」)に掲載していますのでご利用ください。

(3) 収支報告書の提出期限

政治団体の会計責任者は、解散する場合を除き、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年(1月1日から12月31日まで)における収入、支出その他の事項を記載した報告書を、翌日からの3月以内(3月31日(※1))に東京都選挙管理委員会(全国団体は、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣)へ提出することが義務付けられています(規正法12条①)。

※1 国会議員関係政治団体は5月31日(規正法19条の10)

この間に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期間がかかる場合には4月30日まで(※2)となります。また、提出期限の末日が土曜日及び日曜日の場合には月曜日が提出期限となります。

※2 国会議員関係政治団体は6月30日まで(規正法19条の10)

ア 収支報告書は、1年間、当該政治団体に収入及び支出がない場合でも次の様式を提出する必要があります。

①表紙(その1)、②収支の状況(その2)、③資産等の総括表(その17)及び④宣誓書(その20)

イ 政治団体が収支報告書を提出期限までに提出をせず、かつ、当該提出期限までに前年分の収支報告書をも提出していない場合には、提出期限の翌日から、その団体は政治団体として届出のない団体とみなされます(規正法17条②)(38ページ参照)。

したがって、その日以後当該団体は「政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。」こととなります(規正法8条)。